

倉吉市上下水道局企業管理規程第3号

倉吉市上下水道局文書取扱規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市上下水道局文書取扱規程等の一部を改正する規程

(倉吉市上下水道局文書取扱規程の一部改正)

第1条 倉吉市上下水道局文書取扱規程(令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>倉吉市上下水道局における文書の取扱いに関しては、倉吉市文書取扱規程(平成19年倉吉市訓令第8号)の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同訓令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第29条 第1項</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		第29条 第1項	略	略		<p>倉吉市上下水道局における文書の取扱いに関しては、倉吉市文書取扱規程(平成19年倉吉市訓令第8号)の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同訓令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第29条 第1項</td><td>略</td></tr><tr><td>第29条 第2項 第2号</td><td>倉吉市公印規則第7条第1項に定める印影印刷する文書及び同規則第8条第1項に定める電子公印を出力する文書</td></tr><tr><td>略</td><td>倉吉市上下水道局公印規程第3条第1項に定める印影印刷する文書及び同規程第3条の2第1項に定める電子公印を出力する文書</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		第29条 第1項	略	第29条 第2項 第2号	倉吉市公印規則第7条第1項に定める印影印刷する文書及び同規則第8条第1項に定める電子公印を出力する文書	略	倉吉市上下水道局公印規程第3条第1項に定める印影印刷する文書及び同規程第3条の2第1項に定める電子公印を出力する文書	略	
略																	
第29条 第1項	略																
略																	
略																	
第29条 第1項	略																
第29条 第2項 第2号	倉吉市公印規則第7条第1項に定める印影印刷する文書及び同規則第8条第1項に定める電子公印を出力する文書																
略	倉吉市上下水道局公印規程第3条第1項に定める印影印刷する文書及び同規程第3条の2第1項に定める電子公印を出力する文書																
略																	

(倉吉市上下水道局公印規程の一部改正)

第2条 倉吉市上下水道局公印規程(昭和43年倉吉市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印を使用するときは、第4条第2項の規定による公印の管守責任者(以下「公印管守責任者」という。)に、<u>押印しようとする文書を提出し、その審査を受けなければならない。</u></p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印を使用するときは、<u>押印しようとする文書に決裁済文書を添え、第4条第2項の規定による公印の管守責任者(以下「公印管守責任者」という。)の審査を経なければならない。</u></p>

(倉吉市上下水道局会計規程の一部改正)

第3条 倉吉市上下水道局会計規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(領収書等の徴収) 第36条 略	(領収書等の徴収) 第36条 略 <u>2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。</u>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。